

# 定 款

株式会社N A T T Y    S W A N K Yホールディングス

# 株式会社 NATTY SWANKY ホールディングス 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社NATTY SWANKYホールディングスと称し、英文では、NATTY SWANKY holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営および運営
- (2) 食品および食材の販売
- (3) 建物の内装および外装の設計、施工
- (4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理
- (5) 酒類の輸出入、卸売、小売および通信販売
- (6) 広告業務の企画および代理業務
- (7) 飲食店のフランチャイズチェーン・システムによる店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言業務
- (8) 損害保険の代理店業務
- (9) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導および運営ならびに教育事業
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を設置する。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子

公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、643万2000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主またはその法定代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役会および取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。

2 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を統括する。

3 取締役会は、その決議により、取締役社長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一する。

(監査役との責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定める額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会は、各監査役が招集する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第 41 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社が受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 7 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。



(附則)

1 現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日に後にこれを削除する。

この定款の写しは原本と相違ないことを証明する。